

被相続人居住用家屋等確認書の交付に関する処分基準

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市手数料条例(平成12年浜松市条例第44号)に基づいて交付される被相続人居住用家屋等確認書に関する処分基準について定める。

(使用料減免の手続)

第2条 条例第5条に規定する手数料の減免を受けようとする者は、申請の際に減免を受ける旨を申し出るとともに、減免を受ける理由の事実を証する書類を添付しなければならない。

(申請に要する標準処理期間)

第3条 この申請に対する標準処理期間は申請があった日から起算して7日以内とする。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。